

平成30年12月17日

保護者各位

様似町立幼児センター

平成31年度 町立幼児センター（保育園）入園案内について

このことについて、平成31年度の町立幼児センター（保育園）の園児募集を、別紙のとおり行います。

入園を希望する場合は、平成31年1月16日（水）【**期限厳守**】までに、下記の書類を提出いただきますようご案内いたします。

記

【提出書類】

1. 施設型給付費・地域型 保育給付費等 支給認 定申請書(31)	申請書の「記入上の注意」をよく読んで⑤欄まで記入のうえ、 入園申込書と一緒に提出してください。 (※様似町の場合は、入園申込書と同じく、毎年提出していただくこととします)
2. 幼児センター入園 申込書	①. 「入園を希望する種別」欄中、希望する種別に必ず○をつけてください。 (保育園の場合は、②又は③です) ②. 同意書欄の署名及び押印を忘れずをお願いします。
3. 利用者負担額（保育料） 決定調査票（台帳）	保育料を算定する際に使用しますので同居している全ての方を記入願います。（町民税所得割課税額により保育料が決定されます。） ※太枠以外の部分について記入してください。
4. 園児調査票	設問に沿って記入願います。
5. 就労証明書	同一世帯で生計を同じくしている家族全員（家庭において児童を保育できない証明になります。）が就労している証明書を提出してください。 (※「就労証明書」の記載内容に偽り（就業していないのに、虚偽の内容で記載する等）があった場合、保育の実施（入園）を解除する場合があります)
6. 延長保育申込書	早朝保育（午前7時30分から）及び延長保育（午後4時以降の保育）を希望する場合に提出が必要 ※就労証明書により就労時間との整合性を確認します
7. 提出期限	平成31年1月16日（水）（厳守）
8. 提出先	様似町立幼児センター Tel36-3521・2203

※ 例年、提出期限後に提出される方がおり、事務手続きに支障が出ますので、期限の厳守について、ご協力をお願いします。

新規入園申込み児童の保護者を対象に、入園面接を2月13日(水)に行います

幼児センター(保育園)入園に関する留意事項

1. 入園申込みについて

入園を希望される場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」及び「幼児センター入園申込書」を提出していただきます。(4月～3月までの入園期間のため、希望する毎年度の申請となります。)

利用時間	支給認定申請書	入園申込書	延長保育申込書
午前8時～午後4時	保育短時間	②短時間保育	提出しない
午前7時30分～午後6時	保育標準時間	③標準時間保育	提出する

2. 幼児センター(保育園)開園時間については

「支給認定申請」において、「保育短時間(8時間まで)」及び「保育標準時間(11時間まで)」と区分されておりますが、様似町立幼児センター(保育園)の保育時間は、午前8時～午後4時までとなっております。就労の終業時間が午後4時以降で、時間内にお迎えに来られない家庭のみ最長午後6時まで保育いたします。(「延長保育」に係る保育料については、新たな負担は生じません。)

土曜日通常どおり開園いたします。

3. 傷病等のお迎えについて

幼児センター(保育園)では、常に安全な保育に努めておりますが、急な発熱や思いがけないケガなども考えられます。

緊急の場合は、保護者又は緊急連絡先に連絡いたしますので、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。

4. 保育料について

(1) 保育料は、入園する前年度(4月から8月分保育料)と、入園する年度(9月から3月分保育料)の町民税所得割額により、保育料表の階層区分により決定されます。(同封の「別表第2 利用者負担額徴収基準額表(保育認定(2・3号給付))」をご覧ください。)

(2) 保育料の納付方法は次の2通りとなります。

納入期限は毎月15日です。(土・日・祝の場合は翌平日)

① お手元から納付する場合

「保育料納入通知書」により指定の金融機関にて毎月15日までにお支払願います。「納入通知書」は入園式の際にお渡しします。

② 口座振替及び自動払込み(ゆうちょ銀行)による場合

金融機関からの口座振替及びゆうちょ銀行の自動払込みをすることもできますので、納め忘れがなく安心です。(毎月15日振替)

【裏面もご覧ください】

③ 新規に口座振替の手続きをする場合

- 新規にご希望の方は、同封の「保育料口座振替及び自動払込み希望届」を幼児センター事務担当まで入園申込書と一緒に提出してください。(後日、金融機関へ「口座振替依頼書」を提出していただきます。)
- これまで口座振替又は自動払込み(ゆうちょ銀行)をされていた方については、特に変更の申し出がない場合、平成30年度と同様に口座振替又は自動払込み(ゆうちょ銀行)を継続させていただきます。

(3) 減免制度について

幼児センター(保育園)の保育料について、小学校3年生までの範囲(第2階層区分以上の世帯)において、第2子については半額の軽減となり、第3子以降が無料になります。

なお、「年齢制限」の撤廃及び「3歳未満児で第2子目以降無料」の減免制度が設けられており、該当する階層は次のとおりです。

年齢制限が無い階層	第4-3階層まで
3歳未満児2人目以降無料の階層	第5-5階層まで

また、月の初めから末日まで病気やケガによりお休みした場合、減免制度があります。

5. 退園・転居・転職等について

次のような場合は、幼児センターへ届出書等を提出してください。

(1) 就労状況の変更等

当初の「支給認定」申請後において、就労しなくなった事等により「保育に欠けない状態」となった場合には、「支給認定」の変更手続きが必要となります。また、「就労証明書」は、「保育認定」に必要な大事なものです、記載内容に偽り(就業もしていないのに虚偽の内容で記載する等)があった場合、保育の実施(入園)を解除する場合があります。

(2) 休園又は退園

→ 「休園届」又は「退園届」を幼児センター(保育園)へ提出していただきます。

(3) 保育内容変更届

→ 住所、家族構成に変更等があった場合は、速やかに「支給認定申請書」を幼児センター(保育園)へ提出していただきます。

様似町立幼児センター 電話番号(36-3521-36-2203)

平成30年12月17日

保護者各位

様似町立幼児センター

平成31年度 町立幼児センター（幼稚園）入園案内について

このことについて、平成31年度の町立幼児センター（幼稚園）の園児募集を、別紙のとおり行います。

入園を希望する場合は、平成31年1月16日（水）【**期限厳守**】までに、下記の提出書類を提出いただきますようご案内いたします。

記

【提出書類】

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(31)	申請書の「記入上の注意」をよく読み①～③及び⑤欄を記入のうえ、入園申込書と一緒に提出してください。（「保育の希望有無」欄には、「無」に○印を付けてください。 （※様似町の場合は、入園申込書と同じく、毎年提出していただくこととします）
2. 幼児センター入園申込書	①. 「入園を希望する種別」欄中、希望する種別に必ず○をつけてください。 （幼稚園の場合は、①です） ②. 同意書欄の署名及び押印を忘れずをお願いします。
3. 利用者負担額（保育料）決定調査票（台帳）	保育料を算定する際に使用しますので、同居している全ての方を記入願います。（町民税所得割課税額により保育料が決定します） ※太枠以外の部分について記入願います。
4. 園児調査票	設問に沿って記入願います。
5. 提出期限	平成31年1月16日（水）（厳守）
6. 提出先	様似町立幼児センター Tel36-3521・2203

※ 例年、提出期限後に提出される方がおり、事務手続きに支障が出ますので、期限の厳守について、ご協力をお願いします。

- ★ 2月12日（火）に3歳以上児（平成30年度幼児センターに在籍していない児童）の1日体験入園を予定しております。
- ★ 対象の保護者の方には、後日ご案内いたします。

幼児センター(幼稚園)入園に関する留意事項

1. 入園申込みについて

入園を希望される場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」及び「幼児センター入園申込書」を提出していただきます。(毎年度の申請となっております。)

利用時間	支給認定申請書	入園申込書	基準
午前8時～午後1時30分	教育標準時間	①幼稚園教育	3歳以上

2. 幼児センター(幼稚園)教育時間については

教育時間(入園申込書の種別①)は午前8時～午後1時30分までとなっております。

3. 傷病等のお迎えについて

幼児センター(幼稚園)では、常に安全な保育に努めておりますが、急な発熱や思いがけないケガなども考えられます。

緊急の場合は、保護者又は緊急連絡先に連絡いたしますので、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。

4. 保育料について

(1) 保育料は、入園する前年度(4月から8月分保育料)と、入園する年度(9月から3月分保育料)の町民税所得割額により、保育料表の階層区分により決定されます。(同封の「別表第1 利用者負担額徴収基準額表(教育標準時間認定(1号給付))」をご覧ください。)

(2) 保育料の納付方法は次の2通りとなります。

納入期限は毎月15日です(土・日・祝の場合は翌平日)

① お手元から納付する場合

「保育料納入通知書」により指定の金融機関にて毎月15日までにお支払願います。「納入通知書」は入園式の際にお渡しします。

② 口座振替及び自動払込み(ゆうちょ銀行)による場合

金融機関からの口座振替及びゆうちょ銀行の自動払込みをすることもできますので、納め忘れがなく安心です。(毎月15日振替)

【裏面もご覧ください】

③ 新規に口座振替の手続きをする場合

- 新規にご希望の方は、同封の「保育料口座振替及び自動払込み希望届」を幼児センター事務担当まで入園申込書と一緒に提出してください。(後日、金融機関へ「口座振替依頼書」を提出していただきます。)
- これまで口座振替又は自動払込み(ゆうちょ銀行)をされていた方については、特に変更の申し出がない場合、平成30年度と同様に口座振替又は自動払込み(ゆうちょ銀行)を継続させていただきます。

(3) 減免制度について

幼児センター(幼稚園)の保育料について、小学校3年生までの範囲(第2階層区分以上の世帯)において、第2子については半額の軽減となり、第3子以降が無料になります。

なお、平成29年度より、第4-3階層区分までは、子どもに関する「年齢制限」がありません。(詳細は、保育料表「別表第1」をご覧ください。)

また、月の初めから末日まで病気やケガによりお休みした場合、減免制度があります。

5. 退園・転居・転職等について

次のような場合は、幼児センター(幼稚園)へ届出書等を提出してください。

(1) 就労状況の変更等

当初の「支給認定」申請後において、新たに就労することとなった等、保護者の状況が変わり「保育に欠ける状態」となり、「幼児センター(保育園)」へ変更したい場合には、「支給認定」の変更手続きが必要となります。(合わせて「就労証明書」の提出が必要です。)

(2) 休園又は退園

→ 「休園届」又は「退園届」を幼児センター(幼稚園)へ提出していただきます。

(3) 保育内容変更届

→ 住所、家族構成に変更等があった場合は、速やかに「支給認定申請書」を幼児センター(幼稚園)へ提出していただきます。

様似町立幼児センター 電話番号(36-3521-36-2203)

認定こども園 様似町立幼児センター

幼稚園入園募集案内



●募集定員 40名

※ 3歳・4歳・5歳児のみです。

●申込み

※期限厳守で提出してください

- 1 期限⇒ 平成31年1月16日(水)まで【厳守】
- 2 申込み先は幼児センターです。

●教育・保育時間及び保育料

1. 幼稚園教育児

- ① 時 間⇒午前8時～午後1時30分
- ② 保育料⇒町民税所得割課税額により決定します。
 - ・生活保護世帯 0円
 - ・3歳児以上 2,100円～19,600円

●入園資格(保育を必要とせず教育希望の方)

満3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童
(1号認定)

- 5歳児⇒平成25年4月2日～平成26年4月1日
- 4歳児⇒平成26年4月2日～平成27年4月1日
- 3歳児⇒平成27年4月2日～平成28年4月1日

●休園・休日

1. 祝祭日
2. 土・日曜日
3. 夏季休業日・冬季休業日・春休み
4. 年末年始 12月30日～1月6日

●主な行事と日課

- ・入園式に始まり、運動会、発表会等を行ないます。(詳細は入園後にお知らせします)
 - ・毎日の日課として、お部屋遊びと体を動かす時間があります。
1. お部屋遊びは、「ままごと遊び」等の各コーナーを選択して遊びます。
 2. 体を動かす遊びは、散歩、縄跳び、体育遊び、マラソン、リトミックなどを取り入れています。(年齢に合わせて行います)

●通園バス・送迎について

大通1丁目全域及び大通2丁目ハヤサカさんからセブンイレブンさんまでの園周辺区域は通園バスを運行しませんので、保護者の送迎をお願いします。また、運行時間帯があわない場合も送迎をお願いします。

●入園決定

1. 入園承諾書は3月中に保護者へ配付します。
2. 2月12日(火)に3歳以上児(平成30年度に在籍していない幼児)の1日体験入園及び制服のサイズ合わせを予定しております。



問い合わせ先 様似町立幼児センター
TEL 36-3521・36-2203

裏面「保育園 募集案内」

平成31年度

認定こども園 様似町立幼児センター

保育園入園募集案内

●募集定員 80名（うち乳児〔生後6ヶ月以上〕定員6名）

平成31年度中、保育園に途中入所を予定している家庭（昆布漁等）もこの期間に申込書を提出願います。途中入園申し込みがあっても、ご希望に添えない事もあります。

●保育時間及び保育料

1 通常保育児

- ① 時間⇒午前8時～午後4時まで
- ② 保育料⇒町民税所得割課税額により決定します。

- ・生活保護世帯 0円
- ・3歳未満児 4,000円～47,000円
- ・3歳児以上 3,000円～28,000円

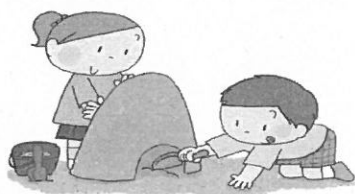
※ 早朝保育（午前7時30分から）及び延長保育（午後4時から6時まで）を希望する方は届け出が必要です。（保育料の追加はありません）

●主な行事と日課

・入園式に始まり、運動会、発表会等を行ないます。（詳細は入園後にお知らせします）

・毎日の日課として、お部屋遊びと体を動かす時間があります。

1. お部屋遊びは、「ままごと遊び」等の各コーナーを選択して遊びます。
2. 体を動かす遊びは、散歩、縄跳び、体育遊び、マラソン、リトミックなどを取り入れています。（年齢に合わせて行います）



●申込み

※期限厳守で提出してください

- 1 期限⇒平成31年1月16日（水）まで
- 2 申込み先は幼児センターです。

●入園資格

- 1 3歳以上のお子さんで、同居している家族の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方（2号認定）
- 2 3歳未満のお子さんで、同居している家族の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方（3号認定）

●休園・休日

- 1 日曜・祝祭日
- 2 年末年始（12月30日～1月6日）

●通園バス・送迎について

通園バス⇒大通1丁目全域及び大通2丁目ハヤサカさんからセブンイレブンさんまでの園周辺区域は通園バスを運行しませんので、保護者の送迎をお願いします。

●保護者面接と入園決定

- 1 2月12日（火）に3歳以上児（平成30年度に在籍していない乳幼児）の1日体験入園及び制服のサイズ合わせを予定しております。
- 2 2月13日（水）に保護者面接（新規入園3歳未満児）を幼児センターで行う予定です。（対象者へは、後日ご案内いたします。）
- 3 入園承諾書は3月中に保護者へ配付予定です。

裏面「幼稚園募集案内」

— 子ども・子育て支援新制度 —

『支給認定申請』等について(H31年度版)

① 子ども・子育て支援新制度とは

平成27年度より新たに始まった「子ども・子育て支援新制度」により、保育所等への入園申込をする際には必ず、住民登録している市町村へ「支給認定申請」を行い、「認定」を受けてから「認定証」と合わせて申込書を提出します。(新制度へ移行された保育所等へ入園する場合のみ。)

なお、認定は次の3区分となります。

【支給認定の区分】

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	3歳以上のお子さん で、保育を必要とせず、教育を希望する方 (例) 3歳以上で、同居の家族の中で、お子さんを保育できる方がいる場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上のお子さん で、同居している家族の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 (例) 3歳以上で、同居の家族が仕事や病気により、お子さんを保育できる方がいない場合	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満のお子さん で、同居している家族の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 (例) 3歳未満で、同居の家族が仕事や病気により、お子さんを保育できる方がいない場合	保育所 認定こども園

② 申請手続きの流れ(様似町の場合)

様似町の場合は、「町立幼児センター」が新制度へ移行した「認定こども園」であり、入園申込書と合わせて「支給認定申請書」を提出していただきます。(4月から3月まで1年間有効のため、毎年度の手続きが必要となります。)

なお、町外の施設へ入園を希望される方につきましては、希望する施設に直接利用を申込みいただき、同時に様似町(事務担当「町立幼児センター」)へ「支給認定申請書」を提出していただくこととなります。

③ 保護者が負担する保育料について

様似町に住民登録している全ての方は、様似町が定めた保育料を利用している保育所等へお支払いいただくこととなります。（「町外の私立保育所」の場合のみ様似町に支払い。）

なお、保育料は、町民税所得割課税額により階層区分決定されます。

保育料の階層区分を決定する内容（平成 31 年度入園の場合）
1. 4 月～8 月までの保育料：入園年度の前年度にあたる平成 30 年度町民税所得割額
2. 9 月～3 月までの保育料：平成 31 年度町民税所得割額（平成 31 年 6 月に確定）

④ 多子世帯の保育料の軽減について

(1) 国が定める保育料基準額は、平成 27 年度の新制度開始時より「幼児教育の段階的無償化」という方針に基づき、毎年少しずつ様々な軽減策が講じられており、その度に様似町では、国の基準より少ない負担となるよう独自の軽減を図っており、「多子軽減」においては、第 2 子目が半額で、3 人目以降が無料となる軽減があり、それを判定する際の人数のカウントについては、年齢制限の撤廃が行なれ、様似町では適用される階層区分についても国の定める基準より、範囲を拡大して軽減策を講じております。

また、「第 4 - 3 階層」以上の世帯では、国の基準で「幼稚園児」のみ「小学 3 年生」までを「多子軽減のカウント」をしておりますが、様似町では「保育園児」についても「小学 3 年生」まで拡大してカウントしております。（国の基準では、「未就学児」までが範囲となっております。）

多子軽減「年齢制限撤廃」の階層区分

〔町民税所得割額による年齢制限の状況〕

区 分	57,700 円未満世帯	77,101 円未満世帯	85,000 円未満世帯
様似町 (幼保共通)	第 3 - 3・4 - 1 階層 「制限無し」	第 4 - 2・3 階層 「制限無し」	第 4 - 3 階層 「制限無し」
国 (保育園)	第 4 階層 2 人親：制限無し 1 人親：制限無し	第 4 階層 2 人親：制限有り 1 人親：制限無し	第 4 階層 2 人親：制限有り 1 人親：制限有り
国 (幼稚園)	第 3 階層 2 人親：制限無し 1 人親：制限無し	第 3 階層 2 人親：制限無し 1 人親：制限無し	第 3 階層 2 人親：制限有り 1 人親：制限有り

(2) 平成29年度より北海道独自の軽減策として、「町民税所得割額が169,000円未満世帯」(様似町の場合は「第5-5階層」区分)に属する3歳未満児について、第2子目以降を無料とする制度が新たに始まり、様似町においてもこれを適用しております。(保育園児のみ対象。)

〔3歳未満児第2子目以降無料の状況〕

区 分	「第5-5階層」 169,000円未満世帯	「第6-1階層」 196,000円未満世帯
3歳未満児 (保育園)	第1子目：31,000円 第2子目以降：0円	第1子目：32,000円 第2子目以降：16,000円

⑤ 契約・保育料の支払い先について

新制度における保育料の決定及び支払先は、利用する施設により異なります。

【様似町の場合】

	保育料の決定	保育料支払先
幼稚園・保育園・認定こども園	様似町	利用する施設
私立保育園	様似町	様似町

⑥ 保育料の切り替え時期(平成31年度の場合)

保育料は、毎年9月が切り替え時期となります。

	町民税所得割の課税年度
4月から8月迄の保育料	前年度(平成30年度)
9月から3月迄の保育料	当該年度(平成31年度)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の町民税所得割額に基づく保育料						当該年度の町民税所得割額に基づく保育料					

⑦ 提出書類について

(1) 支給認定申請書(1号・2号・3号認定)

幼稚園・認定こども園・保育所を利用希望される方は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を提出してください。

(2) 保育の利用を希望される場合(2号・3号認定)

認定こども園(保育園)や保育所において、保育の利用を希望される場合、保育の必要性を認定(2号・3号認定を行う)するために、上記の申込書に加え、「就労証明書」を添付書類として提出してください。(1号認定である幼稚園の場合は、「申込書」のみの提出となります。)

〔平成 31 年度予定・保育料表〕

別表第 1

利用者負担額徴収基準額表（教育標準時間認定（1号給付））

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額 (保育料) 徴収金(月額)			
階層区分		定義		3 歳児	4 歳 以上児		
国の基準	町の基準						
第1	第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0		
第2	第2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	非課税世帯	2,100	2,100		
	第3		1	所得割の額のない世帯 (均等割の額のみ)	2,800	2,800	
第3	第4	第3	2	市	24,300円未満	4,900	4,900
			3	町	48,600円未満	6,300	6,300
			1	村	61,000円未満	7,000	7,000
第4	第5	第4	2	民	73,000円未満	8,400	8,400
			3	税	85,000円未満	9,800	9,800
			4	所	97,000円未満	11,200	11,200
			1	得	112,000円未満	13,300	12,600
			2	割	127,000円未満	14,700	13,300
			3	課	142,000円未満	15,400	14,000
			4	税	157,000円未満	17,500	14,700
			5	額	169,000円未満	18,200	15,400
第5	第6	第5	1	課	196,000円未満	18,900	16,100
			2	税	223,000円未満	19,600	16,800
			3	額	250,000円未満		
			4		277,000円未満		
			5		277,000円以上		

※ 「多子軽減」の「年齢制限撤廃」が適用される階層区分 : 第4-3階層まで
「小学校3年生」までの範囲で多子軽減が適用される階層区分 : 第4-4階層以降

[平成31年度予定・保育料表]

別表第2

利用者負担額徴収基準額表（保育認定（2・3号給付））

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額 (保育料) 徴収金(月額)			
階層区分		定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
国の基準	町の基準						
第1	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	
第2	第2	第1階層を除き、非課税世帯		4,000	3,000	3,000	
第3	第3	1	当該年度の4月分から8月分までの	所得割の額のない世帯 (均等割の額のみ)			
		2	利用者負担額の	24,300円未満	10,000	7,000	7,000
		3	算定にあつては	48,600円未満	11,000	9,000	9,000
第4	第4	1	前年度分の、当該	61,000円未満	12,000	10,000	10,000
		2	年度の9月分から	73,000円未満	15,000	12,000	12,000
		3	3月までの利用者	85,000円未満	18,000	14,000	14,000
		4	負担額の算定に	97,000円未満	20,000	16,000	16,000
第5	第5	1	あつては当該年	112,000円未満	22,000	19,000	18,000
		2	度分の市町村民	127,000円未満	24,000	21,000	19,000
		3	税の額の区分が	142,000円未満	25,000	22,000	20,000
		4	右欄の区分に該	157,000円未満	30,000	25,000	21,000
		5	当する世帯	169,000円未満	31,000	26,000	22,000
第6	第6	1		196,000円未満	32,000	27,000	23,000
		2		223,000円未満	33,000	28,000	24,000
		3		250,000円未満	34,000		
		4		277,000円未満	35,000		
		5		301,000円未満	36,000		
第7	第7	1		333,000円未満	37,000		
		2		365,000円未満	39,000		
		3		397,000円未満	42,000		
第8	第8	1		397,000円以上	47,000		

※ 「多子軽減」の「年齢制限撤廃」が適用される階層区分 : 第4-3階層まで
「小学校3年生」までの範囲で多子軽減が適用される階層区分 : 第4-4階層以降
「3歳未満児2子目以降無料」が適用される階層区分 : 第5-5階層まで